

相 談 事 例

ID : 04-07-019

相談タイトル

建築基準法２２条区域内の屋根不燃について

Q：ご相談内容

自宅、既存住宅の屋根材をガルバリウム鋼板に葺き替えを行う予定で、建築確認申請の必要があるかを土木事務所（建築課）に聞いたところ、確認申請の必要は無いが、法２２条区域内なので、注意してほしいと言われた。ガルバリウム鋼板で葺き替える旨話はしたが、具体的にどのような事を注意してほしいとは言われなかった。法２２条区域内でガルバリウム鋼板で葺き替えることは可能なのか、注意すべき事とは何なのか聞きたい。

A：回答

建築基準法第２２条の区域指定がされているところでは、屋根は不燃材以上の防火性能を持った材料とする必要があります。一般的に瓦や金属板等是不燃材以上の性能を持った材料ですので、ガルバリウム鋼板で葺き替えると言うことに問題は無いと考えます。使用する材料の製品カタログには不燃材であればその認定番号（大臣認定）があると思いますので、不燃材以上の防火性能の材料であれば使用は可能です。

土木事務所の方が言った注意してほしいの趣旨は、改修工事と言うことなので、可燃性の材料が屋根面に多く出ないように注意してほしいと言うことだと思います。なお、法２２条区域は「前橋市域」では防火・準防火地域を除く用途地域が指定されている区域となります。